

4 親事業者の義務

親事業者には次の4つの義務が課せられています。

義務	概要
① 書面の交付義務	発注の際は直ちに3条書面を交付すること。
② 支払期日を定める義務	下請代金の支払期日を給付の受領後60日以内に定めること。
③ 書類の作成・保存義務	下請取引の内容を記載した書類を作成し2年間保存すること。
④ 遅延利息の支払義務	支払が遅延した場合は遅延利息を支払うこと。

1 書面の交付義務（第3条）

（1）原則的な3条書面の交付方法

親事業者は、発注に際して、下記の具体的な必要記載事項をすべて記載している書面（3条書面）を直ちに下請事業者に交付する義務があります。

○3条書面は、発注の都度、直ちに下請事業者に交付しなければなりません。3条書面の様式自体は問いませんが、定められた事項はすべて明確に記載しなければ書面の交付義務を満たしたことになりません。

○3条書面に記載すべき具体的事項は、下表のとおりです。

- ① 親事業者及び下請事業者の名称（番号、記号等による記載も可）（※1）
- ② 製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした日（※2）
- ③ 下請事業者の給付の内容（委託の内容が分かるよう明確に記載する。）（※3）
- ④ 下請事業者の給付を受領する期日（役務提供委託の場合は、役務が提供される期日又は期間）（※4）
- ⑤ 下請事業者の給付を受領する場所（※5）
- ⑥ 下請事業者の給付の内容について検査をする場合は、検査を完了する期日（※6）
- ⑦ 下請代金の額（具体的な金額を記載する必要があるが、算定方法による記載も可）（※7）
- ⑧ 下請代金の支払期日（※8）
- ⑨ 手形を交付する場合は、手形の金額（支払比率でも可）と手形の満期
- ⑩ 一括決済方式で支払う場合は、金融機関名、貸付け又は支払可能額、親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払う期日
- ⑪ 電子記録債権で支払う場合は、電子記録債権の額及び電子記録債権の満期日
- ⑫ 原材料等を有償支給する場合は、品名、数量、対価、引渡しの日、決済期日、決済方法

<3条書面サンプル>（※は前頁の具体的事項に対応しています。）

注文書

平成〇年〇月〇日※2

〇〇株式会社 殿※1

△△株式会社※1

品名及び規格・仕様等※3

(注) 注文品や作業等の内容が十分に理解できるように記入する。仕様書、図面、検査基準等を別に交付している場合は、そのことを付記する。

納期※4 平成〇年×月×日		納入場所※5 弊社本社△△課		検査完了期日※6 平成〇年×月×日	
数量(単位:個) 100個	単価 1,000円	代金※7 100,000円	支払期日※8 平成〇年×月×日	支払方法 全額現金払(口座振込による。)	

○ 本注文書の金額は、消費税・地方消費税抜きの金額です。支払期日には法定税率による消費税額・地方消費税額分を加算して支払います。

○下請事業者の給付の内容の記載

「下請事業者の給付の内容」とは、下請事業者から提供されるべき物品若しくは情報成果物の品目、品種、数量、規格、仕様等、役務提供委託においては役務の内容です。3条書面を交付するに当たっては、下請事業者が製造・提供する委託の内容がわかるように明確に記載することが必要です。

○別紙により基本事項を通知する場合の3条書面の取扱い

3条書面に記載する取引条件のうち基本的事項(例えば支払方法、検査期間等)が一定している場合には、これらの事項に関してはあらかじめ別の書面により下請事業者に通知することで、個々の発注に際して3条書面への記載が不要となります。

この場合には、3条書面に「下請代金の支払方法等については現行の『支払方法等について』によるものである」ことなどを付記し、3条書面との関連付けを明らかにしておく必要があります。これは、単価表、算定方法などを別書面にするときも同じです。

なお、単価表など別に通知した書面については、新たな通知が行われるケースが多いので、このような場合には、新たな通知が行われるまでの間は当該書面が適用される旨を明記する必要があります。

☆ 知的財産権を譲渡させる場合

情報成果物の作成委託に係る作成過程を通じて、委託した情報成果物に関し、下請事業者が知的財産権が発生する場合があります。この場合において、親事業者が、情報成果物等を提供させるとともに、作成の目的である使用の範囲(例:放送番組の作成委託における一次的放送権の許諾等)を超えて、当該知的財産権を自らに譲渡・許諾させることを含んで発注す

る場合には、親事業者は、3条書面に記載する「下請事業者の給付の内容」として、下請事業者が作成した情報成果物を提供させるとともに知的財産権を譲渡・許諾させること（部分的に譲渡・許諾させる場合には、その範囲、期間等）を明確に記載する必要があります。

（2）「算定方法」による下請代金の額の記載

3条書面には、原則として、下請代金の額を具体的な金額で記載しなければなりません。が、「具体的な金額を記載することが困難なやむを得ない事情がある場合」には、「具体的な金額を定めることとなる算定方法」を記載することが認められています。ただし、この算定方法は、下請代金の具体的な金額を自動的に確定するものでなければなりません。

3条書面とは別に算定方法を定めた書面を交付する場合は、これらの書面の相互の関連付けを明らかにしておく必要があります。また、下請代金の具体的な金額を確定した後、速やかに下請事業者へ書面にて交付しておく必要があります。

<具体例>

原材料費等が外的な要因により変動し、これに連動して下請代金の額が変動する場合
工賃〇円＋原材料A金属を下請事業者が調達した時点●月●日の価格×調達量＋一般管理費

○電子受発注

具体的必要記載事項を書面に代えて電子メール等の方法で提供することができます。ただし、下請事業者の承諾を得ることが前提です。詳細については、「電磁的方法による発注・取引記録の保存」（64頁、資料2）を参照してください。

（3）例外的な3条書面の交付方法

3条書面の具体的必要記載事項のうち、「その内容が定められないことにつき正当な理由がある」事項がある場合には、その事項を記載せずに下請事業者へ3条書面（当初書面）を交付することが認められています。この場合は、記載しなかった事項について、内容が定められない理由及び内容を定めることとなる予定期日を当初書面に記載しなければなりません。

ただし、記載しなかった事項の内容が確定した後直ちに、当該事項を記載した書面（補充書面）を交付しなければなりません。

☆ 内容が定められない正当な理由

「内容が定められない正当な理由」とは、取引の性質上、委託した時点では具体的記載事項の内容を定めることができないと客観的に認められる理由をいいます。

例えば、①ソフトウェア作成委託において最終ユーザーが求める仕様が確定しておらず、正確な委託内容を決定することができない場合、②放送番組の作成委託において番組の具体的な内容が確定していない場合などがその例です。

一方、例えば、ユーザーとの取引価格が決定していないなど具体的必要記載事項の内容について決定できるにもかかわらず決定しない場合や、下請代金の額として「算定方法」を記載することが可能である場合には、「正当な理由がある」とはいえません。

○仮単価による発注

下請代金の額として単価を決められないことについて正当な理由がある場合には、その単価を記載せずに当初書面を交付することが認められていることから、そのような正当な理由があれば、正式な単価でないことを明示した上で、具体的な仮単価を記載したり「0円」と表記すること等も認められます。しかし、このような場合であっても、下請代金の額等が定められない理由及びそれを定めることとなる予定期日を当初書面に記載しなければなりません。また、単価が確定した後は、直ちに、正式単価を記載した補充書面を交付しなければなりません。

(4) 一括決済方式

一括決済方式（67 頁、資料3）は、その導入のされ方、運用のされ方いかんによっては、下請事業者の取引先金融機関の選択の幅が狭められたり、下請代金の支払条件が下請事業者にとって不利に変更されたりするなど下請事業者が不利益を受けるおそれがあります。そこで公正取引委員会では、一括決済方式が下請代金の支払手段として用いられる場合において、

- ① 下請代金の「支払期日」は、下請事業者が金融機関から下請代金の額に相当する金銭の貸付け又は支払を受けることができることとする期間の始期とする。
- ② 下請事業者が金融機関から当該下請代金の額に相当する金銭の全額について貸付け又は支払を受けることができないときは、下請代金の支払遅延の禁止の規定に違反するものとして扱う。
- ③ 不当に、下請事業者に対し、一括決済方式による下請代金の支払に応じることを強制し、又は一括決済方式による下請代金の支払に応じないことを理由として取引の条件又は実施について不利な取扱いをするときは、独占禁止法第 19 条（不公正な取引方法の禁止）の規定に違反するおそれがあるものとして扱う。

などの運用を行うこととしています（昭和 60 年 12 月 25 日事務局長通達第 13 号）。

2 支払期日を定める義務（第2条の2）

親事業者は、下請事業者との合意の下に、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査するかどうかを問わず、下請代金の支払期日を、物品等を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者が役務の提供をした日）から起算して60日以内のできる限り短い期間内で、定める義務があります。

○下請代金の支払期日の決め方は、原則として次の①により定めることになっていますが、定めなかった場合は、強制的に②又は③のとおり支払期日が設定されるので注意してください。

- ① 当事者間の取決めにより、下請事業者の物品等を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者が役務の提供をした日）から起算して60日以内に支払期日を定めた場合は、その定められた支払期日
- ② 当事者間で支払期日を定めなかったときは、物品等を受領した日
- ③ 当事者間で合意された取決めがあっても、物品等を受領した日から起算して60日を超えて支払期日を定めたときは、受領した日から起算して60日を経過した日の前日

3 書類の作成・保存義務（第5条）

親事業者は、下請事業者に対し製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした場合は、給付の内容、下請代金の額等について記載した書類（5条書類）を作成し、2年間保存する義務があります。

○ **5条書類の具体的な必要記載事項は、下表のとおりです。**

- ① 下請事業者の名称（番号、記号等による記載も可）
- ② 製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした日
- ③ 下請事業者の給付の内容（役務提供委託の場合は、役務提供の内容）
- ④ 下請事業者の給付を受領する期日（役務提供委託の場合は、役務が提供される期日・期間）
- ⑤ 下請事業者から受領した給付の内容及び給付を受領した日（役務提供委託の場合は、役務が提供された日・期間）
- ⑥ 下請事業者の給付の内容について検査をした場合は、検査を完了した日、検査の結果及び検査に合格しなかった給付の取扱い
- ⑦ 下請事業者の給付の内容について、変更又はやり直しをさせた場合は、内容及び理由
- ⑧ 下請代金の額（算定方法による記載も可）
- ⑨ 下請代金の支払期日
- ⑩ 下請代金の額に変更があった場合は、増減額及び理由
- ⑪ 支払った下請代金の額、支払った日及び支払手段
- ⑫ 下請代金の支払につき手形を交付した場合は、手形の金額、手形を交付した日及び手形の満期

- ⑬ 一括決済方式で支払うこととした場合は、金融機関から貸付け又は支払を受けることができることとした額及び期間の始期並びに親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払った日
- ⑭ 電子記録債権で支払うこととした場合は、電子記録債権の額、下請事業者が下請代金の支払を受けることができることとした期間の始期及び電子記録債権の満期日
- ⑮ 原材料等を有償支給した場合は、その品名、数量、対価、引渡しの日、決済をした日及び決済方法
- ⑯ 下請代金の一部を支払い又は原材料等の対価を控除した場合は、その後の下請代金の残額
- ⑰ 遅延利息を支払った場合は、遅延利息の額及び遅延利息を支払った日

○ 算定方法を記載した場合の取扱い

下請代金の額として算定方法を記載した場合は、その後、確定した下請代金の額及びその確定した日を記載しなければなりません。また、その算定方法に変更があった場合は、変更後の算定方法、その変更後の算定方法により確定した下請代金の額及び変更した理由を記載しなければなりません。

○ 電磁的記録の作成・保存

5条書類の保存については、電磁的記録で作成し、保存することが認められています（「電磁的方法による発注・取引記録の保存」（64頁、資料2）を参照してください）。

4 遅延利息の支払義務（第4条の2）

親事業者は、下請代金を下請代金の支払期日までに支払わなかったときは、下請事業者に対し、物品等を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者が役務の提供をした日）から起算して 60日を経過した日から実際に支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に年率14.6%を乗じた額の遅延利息を支払う義務があります。

○ 遅延利息の支払は、下請代金の支払遅延という下請法違反があった場合に、下請事業者の利益を確保するための措置です。したがって、親事業者は、遅延利息を支払えば下請代金の支払を遅らせてもよいということではありません。

また、下請取引の性格からみて、親事業者と下請事業者の間で自主的に遅延利息を定めることが困難な状況とみられたので、下請事業者の利益を保護するためこの規定が設けられました。

